あさひかわ直売マップ店舗等掲載要領

第1条 あさひかわ直売マップ店舗等掲載要綱(以下「要綱」という。)における「掲載」とは、旭川市 (以下「市」という。)のホームページにおいて、要綱第4条に定める店舗等の情報を公開することをい う。

第2条 要綱第2条第1項の「生産活動に参加している個人及び団体」とは、旭川市農業農村振興条例 第2条に掲げる農業者及び生産組織(以下「農業者等」という。)、農業者等の指示監督のもと農作業等 に従事する者、就労支援事業等の一環として農作業等に参加する者(以下「参加者」という。)並びに参 加者を支援、指導又は監督する者のことをいう。

第3条 要綱第2条第4項の「店舗」とは、販売等のため常設されている建造物等のことをいう。

- 2 要綱第2条第4項の「軒先販売」とは、店舗によらず生産者等が管理する土地の敷地内で行う販売のことをいう。
- 3 要綱第2条第4項の「朝市等」とは、前2項に該当しない場所において行う販売のことをいう。

第4条 要綱第3条第2項第3号の「市民等による定期的又は継続的な利用が見込めない店舗等」とは、 次の各号のいずれかに該当する店舗等のことをいう。

- (1) 営業期間中の1月あたりの営業日数が1日未満の店舗等
- (2) 営業期間が年間3か月未満、かつ、1週あたりの営業日数が2日未満の店舗等
- (3) 明確な営業日時を定めていない店舗等
- (4) 完全予約制など常に利用前の手続きを要する店舗等
- (5) 完全会員制など一般の利用を著しく制限している店舗等

第5条 要綱第4条第2項第2号の「農畜産物等を利用した取組」とは、次の各号のいずれかに該当する取組のことをいう。

- (1) 農畜産物及び加工品の通信販売
- (2) 農業体験
- (3)農家民泊

第6条 要綱第5条の申込みの受付期間は、市長が別に定める。

- 2 前項の受付は、先に開始する日を定め、終了する日を定めずに開始することができる。ただし、終了する日を定めずに開始した受付を終了するときは、1か月前までに終了する日を定めなくてはならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、あさひかわ直売マップの公開終了等が決定したときは、直ちに受付を終了することができる。

第7条 要綱第6条の確認調査は、運営責任者及び関係者等への聴取、地域情報誌等の文献調査、店舗

等への訪問調査又はその他の方法により、申込みから1か月以内に行うこととする。ただし、災害対応 等他に優先すべき公務が生じたとき、運営責任者の責によらず調査を一時的に中断したとき等、やむを 得ない事情があるときは、運営責任者と協議の上、調査期間を延長することができる。

第8条 要綱第7条第1項の店舗等の情報の掲載は、調査を終えた月の翌月10日までに行うこととする。ただし、調査を終えた月の翌月以降に当該店舗等の休業が見込まれるときは、営業再開予定の10日前まで掲載を保留することができる。

第9条 要綱第8条第1項及び第2項に基づき変更等を行うときは、事前に確認調査を行うこととし、調査方法等については第7条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、変更内容等が確認調査を要しない軽易なものと認められるときは、確認調査及び要綱第7条第1項に定める通知を省略することができる。

第10条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、あさひかわ直売マップの掲載内容等の取扱いについて、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要領は、平成29年6月7日から施行する。

附則

この要領は、平成30年1月15日から施行する。